

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月10日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ギルバート・シントゲン（Gilbert Schintgen）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ボンド・ファンド
（UBS（Lux）Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル
クラスP - d i s t 受益証券
17億5,890万オーストラリア・ドル（約1,516億円）
クラスP - a c c 受益証券
34億2,881万オーストラリア・ドル（約2,955億円）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ
クラスP - d i s t 受益証券
10億7,792万ユーロ（約1,379億円）
クラスP - a c c 受益証券
15億7,220万ユーロ（約2,012億円）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - 米ドル
クラスP - d i s t 受益証券
8億3,416万アメリカ合衆国ドル（約934億円）
クラスP - a c c 受益証券
15億2,635万アメリカ合衆国ドル（約1,710億円）

UBS (Lux) ボンド・ファンド -

フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c 受益証券

7億715万アメリカ合衆国ドル(約792億円)

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

クラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)

9億4,264万アメリカ合衆国ドル(約1,056億円)

クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)

7億7,416万アメリカ合衆国ドル(約867億円)

クラスP - a c c 受益証券

15億8,056万ユーロ(約2,023億円)

クラスP - m d i s t 受益証券

11億1,016万ユーロ(約1,421億円)

(注) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=86.18円、1ユーロ=127.97円、1米ドル=112.00円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、平成29年10月1日付で、管理事務代行会社に変更されたため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

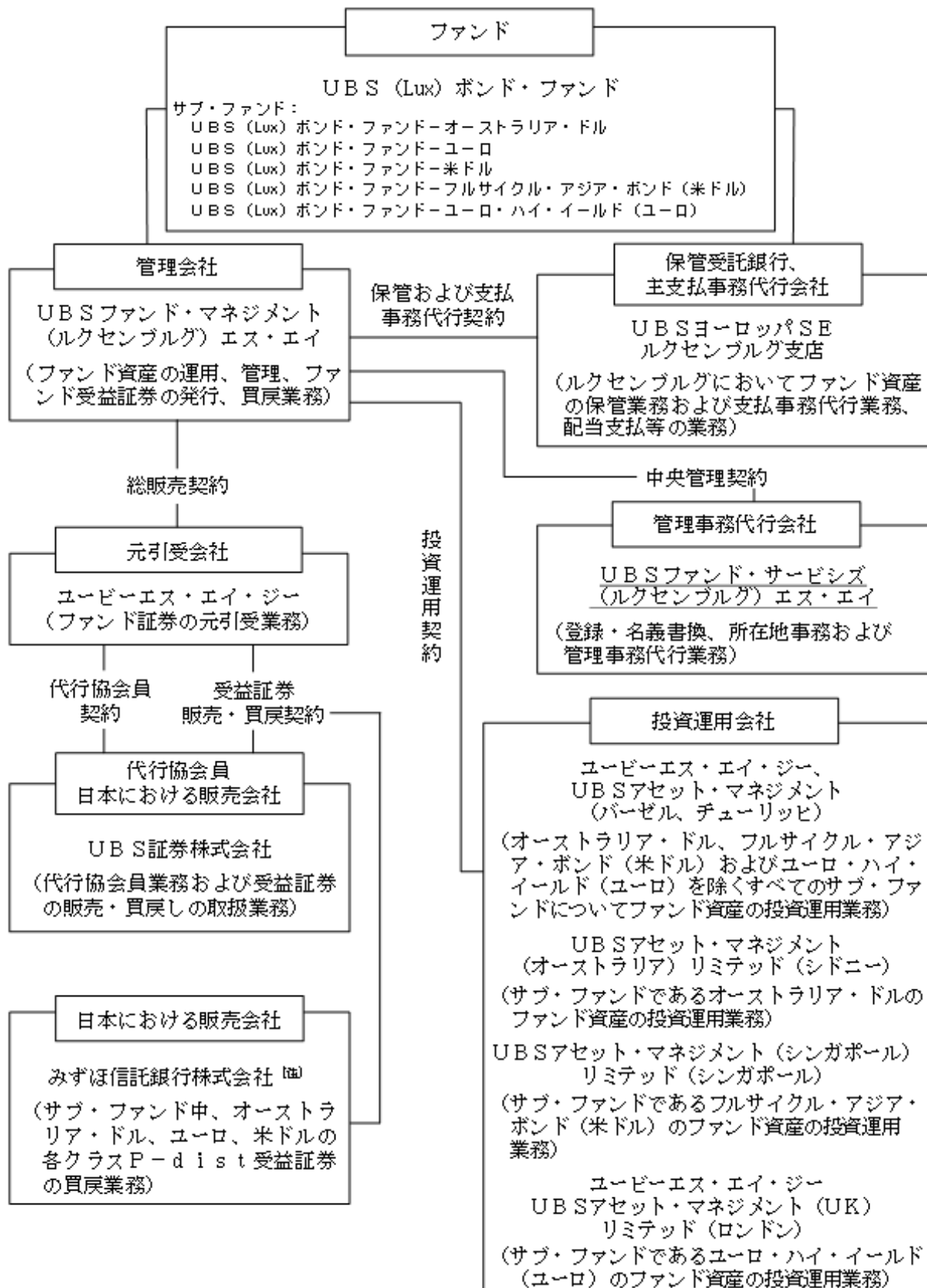
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(注) みずほ信託銀行株式会社は、サブ・ファンド中、オーストラリア・ドル、ユーロ、米ドルの各クラスP-dist受益証券の買戻業務を行う。

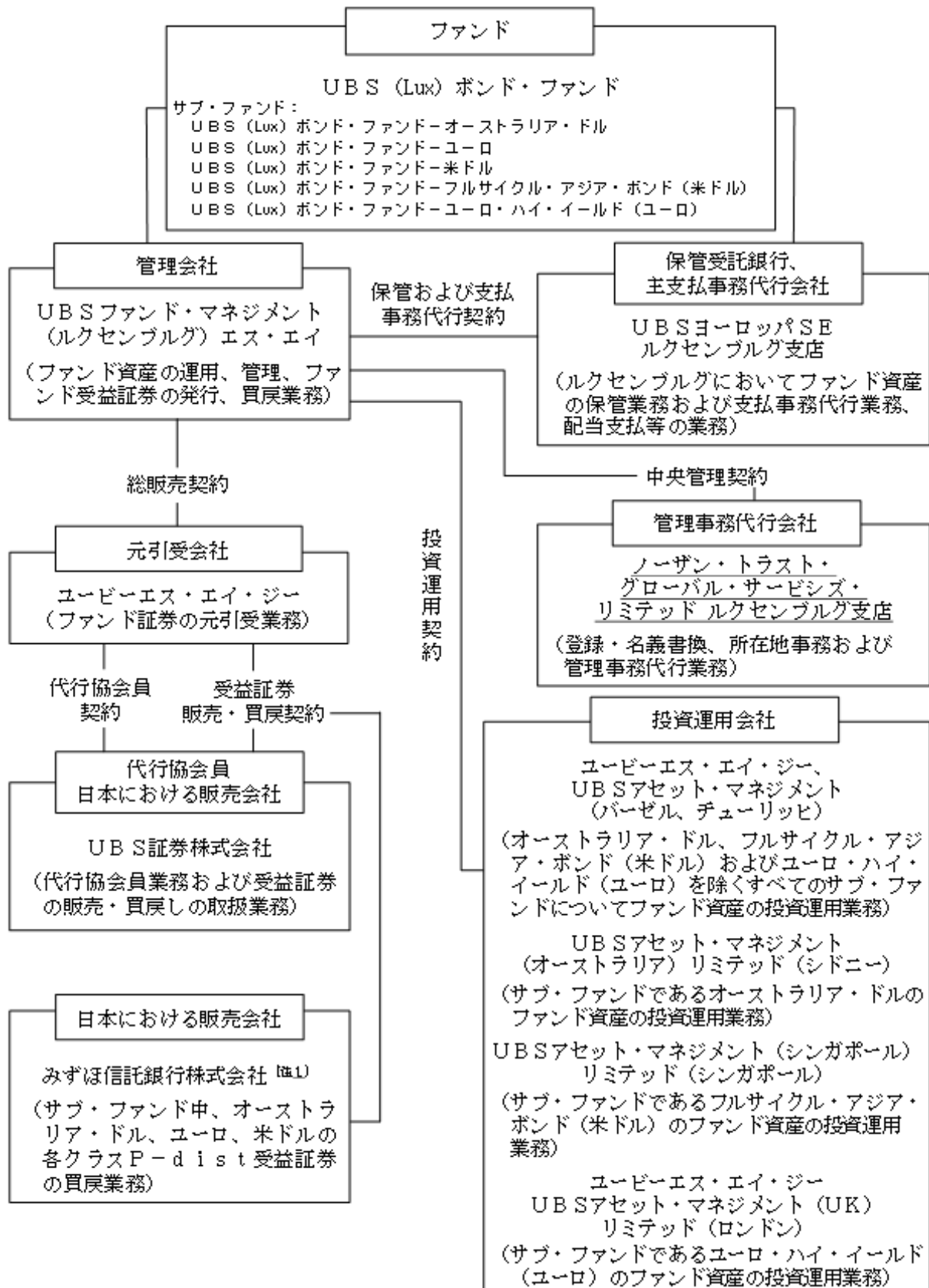
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
<u>UBSファンド・サービス</u> <u>(ルクセンブルグ)エス・エイ</u> <u>(UBS Fund Services</u> <u>(Luxembourg) S.A.)</u>	管理事務代行会社	2013年6月11日付で管理会社との間で中央管理契約 ^(注2) を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) みずほ信託銀行株式会社は、サブ・ファンド中、オーストラリア・ドル、ユーロ、米ドルの各クラスP-dist 受益証券の買戻業務を行う。

(注2) 2017年10月1日付で、ルクセンブルグおよびスイスにおけるUBSアセット・マネジメントのファンド事務管理業務部門は、ノーザン・トラスト・コーポレーションに買収された。

管理会社は、本取引について適切に通知を受けており、その結果、管理会社は、自らが運用するファンドについて、UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ) エス・エイの後任としてノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド ルクセンブルグ支店に管理事務代行業務を委任し、2017年10月1日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド ルクセンブルグ支店がファンドの管理事務代行会社となった。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
ノーズン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Ltd, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社	管理会社との間で中央管理契約（2017年10月1日効力発生） ^{（注2）} を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。

（後略）

第2 管理及び運営

4 資産管理等の概要

（5）その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

（前略）

中央管理契約

中央管理契約は期間を無期限として締結されているが、同契約は、一方の当事者が他方の当事者に対して、書留郵便による3か月前の通知を発することにより、いつでも解約することができる。

一方当事者による同契約の重大な違反があり、かかる違反が不履行当事者に対する書面による通知から30日以内に是正されない場合、本契約は直ちに失効する。

ファンドは、受益者に対して、上述の通知または解約通知が発せられた後実務上可能な限り早く、通知または解約通知および代行会社はその職務を終了する日付を、できるだけ実効的に伝える。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

中央管理契約

中央管理契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

（後略）

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド証券の名義書換

<訂正前>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ J.F.ケネディ通り33A番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

<訂正後>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド ルクセンブルグ支店

取扱場所 ルクセンブルグ、セニンガーベルグ、ル・エメール通り6番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル、チューリッヒ）、UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）およびUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をUBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイに委託している。

（後略）

<訂正後>

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル、チューリッヒ）、UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）およびUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店に委託している。

（後略）

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

（前略）

管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

（後略）

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

（6）管理事務代行会社

< 訂正前 >

名称	UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2017年6月末日現在、2,500,000スイス・フラン（約3億円）
事業の内容	UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグの法律に準拠した株式会社であり、1997年3月10日に存続期間を無期限として設立された。同社は、金融分野を専門にしており、多数の投資信託の管理事務代行業務を提供している。

（後略）

< 訂正後 >

名称	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Ltd, Luxembourg Branch)
資本金の額	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドの資本金は、2016年12月末日現在、142,300,000ユーロ（約184億円）である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店に資本金はない。 (注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.65円）による。
事業の内容	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドは、英国の法律に基づき設立された会社である。同社は、保管およびカस्टディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務（貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。）に注力している。

（後略）

2 関係業務の概要

（6）管理事務代行会社

< 訂正前 >

ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務を行う。

（後略）

< 訂正後 >

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

（後略）

3 資本関係

<訂正前>

UBSヨーロッパSEは、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社である。UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイおよびUBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エイは、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーの完全子会社であり、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーは、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社である。各投資運用会社は、最終的にはユービーエス・エイ・ジーの完全子会社である。

<訂正後>

UBSヨーロッパSEは、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社である。UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイは、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーの完全子会社であり、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーは、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社である。各投資運用会社は、最終的にはユービーエス・エイ・ジーの完全子会社である。